

YouTube

【宅建動画の渋谷会】佐伯竜

登録者数 **12,500** 記念

特別講義

2020 宅建改正点 5
民法〈債権の譲渡性〉



**謝
恩**

渋谷会

いつもご視聴いただきありがとうございます。

2020 年の法改正として民法の「債権の譲渡性」について、特別講義を開講します。

民法の「債権の譲渡性」については、毎年のように訊かれる問題ではありません。

しかしながら、今回の民法改正で重要なポイントのひとつです。

体系的理解も難しく、覚えるべき項目も細かいところです。

出題された場合、差がつく可能性が高いです。しっかり 1 点、アドバンテージを取ってきてください。

みなさまの合格を祈念しております。

講師 佐伯竜

2020 年 改正 5 「民法〈債権の譲渡性〉」

《ねらい》体系的に理解した上で、細かいところまで正確に覚える

1. 民法「債権の譲渡性」

(1) 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。

ex) 自分の肖像画を描かせる債権

(改正点)

(2) 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示(「**譲渡制限の意思表示**」)をしたときであっても、債権の譲渡は、**その効力を妨げられない**。

(3) 上記(2)の場合、譲渡制限の意思表示がされたことを**知り(悪意の)**、又は**重大な過失によって知らなかった(善意重過失の)**譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を**拒むことができる**。

(4) 上記(3)は、債務者が債務を履行しない場合において、上記(3)の第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。

2. 予想問題

(予想問題 1)

Aは、Bに対して貸付金債権を有しており、Aはこの貸付金債権をCに対して譲渡した。貸付金債権に譲渡制限特約が付いている場合で、Cが譲渡制限特約の存在を過失なく知らないとき、BはCに対して債権譲渡が無効であると主張することができない。

正しい

(予想問題 2)

AがBに対して1,000万円の代金債権を有しており、Aがこの代金債権をCに譲渡した。AB間の代金債権には譲渡制限特約があり、Cがその特約の存在を知らないことにつき重大な過失がある場合であっても、Cはこの代金債権を取得することができる。

正しい

(予想問題 3)

譲渡制限の意思表示に反して債権を譲渡した債権者は、その意思表示の存在を理由に、譲渡の無効を主張することができない。

正しい

(予想問題 4)

債権の譲受人が譲渡制限の意思表示の存在を知っていれば、さらにその債権を譲り受けた転得者がその意思表示の存在を知らなかったことにつき重大な過失がなかったとしても、債務者はその転得者に対して、債務の履行を拒むことができる。

誤り

(予想問題 5)

譲渡制限の意思表示のある債権をもって質権の目的とした場合において、質権者がその意思表示の存在について悪意であっても、当該質権設定は効力を妨げられない。

正しい

【宅建動画の渋谷会】 <https://shibuyakai.com/>

【NEW】●令和2年版 宅建過去問演習講座

https://shibuyakai.com/takken/2020_06.html

●令和2年版 宅建【基本問題&過去問】演習講座セット

https://shibuyakai.com/takken/2020_07.html

●令和2年版 宅建基本問題演習講座

https://shibuyakai.com/takken/2020_05.html

●令和2年版 宅建基幹講座 全分野セット

https://shibuyakai.com/takken/2020_04.html

●令和2年版 宅建基幹講座 権利関係編

https://shibuyakai.com/takken/2020_01.html

●令和2年版 宅建基幹講座 宅建業法編

https://shibuyakai.com/takken/2020_02.html

【NEW】●令和2年版 宅建基幹講座 法令上の制限編

https://shibuyakai.com/takken/2020_03.html

【今後の開講予定】

8 月 カキまくって覚える宅建直前講座

9 月以降、続々開講

※ 講座の詳細・価格は未定です。決定次第、WEB サイトで公表します。

公表前に、講座の詳細・価格についてお答えすることはできません。

なお、開講予定については、変更・中止する可能性があります。